

資料 7 - 7 表 平成30年の県の防災体制

	第二非常体制	第一非常体制	警戒体制	準備体制
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示（緊急）が発令されたとき ・特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発令されたとき ・局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生したとき ・県内の広範囲にわたって大規模な被害が発生又は予想されるとき ・災害救助法を適用する災害が発生したとき ・知事が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨・洪水・暴風警報の全てが発令されるに至ったとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき（①） ・氾濫危険水位に達した河川があるとき（②） ・上記①②またはこれに準ずる気象現象に基づき避難勧告が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の警報のうち、いずれかが発表されたとき（大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報） ・避難判断水位（避難判断水位相当水位を含む）に達した河川があるとき ・避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき 大雨注意報 洪水注意報
1 月			1	
2 月				
3 月				4
4 月			2	7
5 月			1	6
6 月	1	1	2	5
7 月	1		1	8
8 月			7	13
9 月		4	5	11
10 月				4
11 月				
12 月				1
合計	2	5	19	59